

「ストレスチェック制度を導入しなければ！」

「…しかし、取り組み方がわからない」皆様へ

無料の
個別訪問支援
が利用できます

(令和7年5月以降) 3年以内に50人未満の
事業場のストレスチェック義務化
【50人以上は平成27年12月施行】

栃木産業保健総合支援センターが実施している

「メンタルヘルス対策に係る訪問支援」の実施内容には…

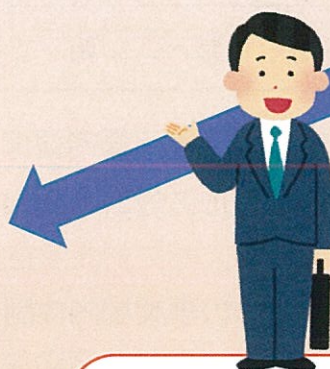
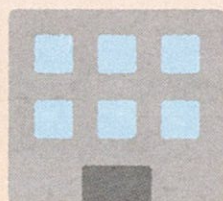
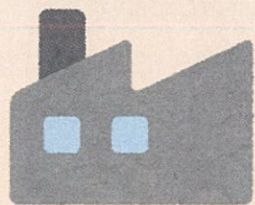
「ストレスチェック制度導入に対する支援」も
ございますので、導入にお悩みの方は、是非ご利用願います。

ご利用の流れ

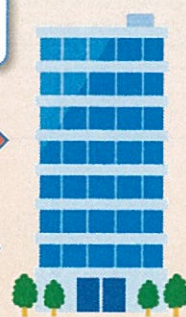
裏面の「申込書」を記入、メール又はFAXで送付



事業場



栃木産業保健
総合支援センター

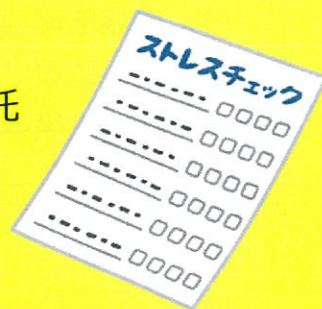


センター委嘱の専門スタッフ
(社労士、保健師等)が訪問

訪問支援の実施

【ストレスチェックの「？」の例に対応します】

- ? ➡ ストレスチェックの外部機関（健診機関、専門業者等）委託
- ? ➡ 事業者の方針表明、実務担当者、担当者等の設定
- ? ➡ プライバシーの保護
- ? ➡ 安全衛生委員会の審議
- ? ➡ 高ストレス者が出た場合医師の面接指導の実施体制
- ? ➡ メンタルヘルスの相談体制整備
- ? ➡ ストレスチェック結果の集団分析方法？
- ? ➡ 職場環境改善例 など



? ➡ 管理監督者向けストレスチェック
導入に係る教育も対応します。



johas

独立行政法人労働者健康安全機構

栃木産業保健総合支援センター

〒320-0811 宇都宮市大通り1丁目4-24 MSCビル4階 ☎ 028-643-0685

(R7.6)

メンタルヘルス対策に係る訪問支援申込書

事業場名					従業員数
					名
代表者	職名		氏名		〔企業全体計〕 名
所在地	〒				
電話・FAX	TEL		FAX		
担当者	職名		氏名		
	E-mail				
業種			業務内容		
訪問希望日	第一希望	令和	年	月	日 ()
		時	分	～	時
	第二希望	令和	年	月	日 ()
		時	分	～	時

【1から10のうち希望する支援内容に一つのみ○をしてください】

- 1 管理監督者向けメンタルヘルス教育の実施（ストレスチェックの導入に係る教育を含む）
- 2 ストレスチェック制度の導入等に対する支援**
- 3 メンタルヘルス対策のための事業場内体制の整備に係る支援
- 4 メンタルヘルス不調者の早期発見と適切な対応に係る支援
- 5 「心の健康づくり計画」の策定に係る支援
- 6 職場復帰に係る支援・職場復帰支援プログラムの作成支援
- 7 若年労働者（20歳代以下）向けメンタルヘルス教育
- 8 事業場における実態の把握に係る支援
- 9 職場環境等の把握と改善に係る支援
- 10 建設現場におけるストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえた職場環境改善に係る支援（なお、10に係る支援対象は建設業の元方事業者に限ります。）

総合支援センター記入欄	実地相談
	令和 年 月 日 () 時 分～
	担当相談員

本書をファックス、メール(info@tochigis.johas.go.jp)にて送信してください。独立行政法人 労働者健康安全機構 **johas** ☎028-643-0685

栃木産業保健総合支援センター

〒320-0811 宇都宮市大通り1丁目4-24 MSCビル4階

FAX : 028-643-0695